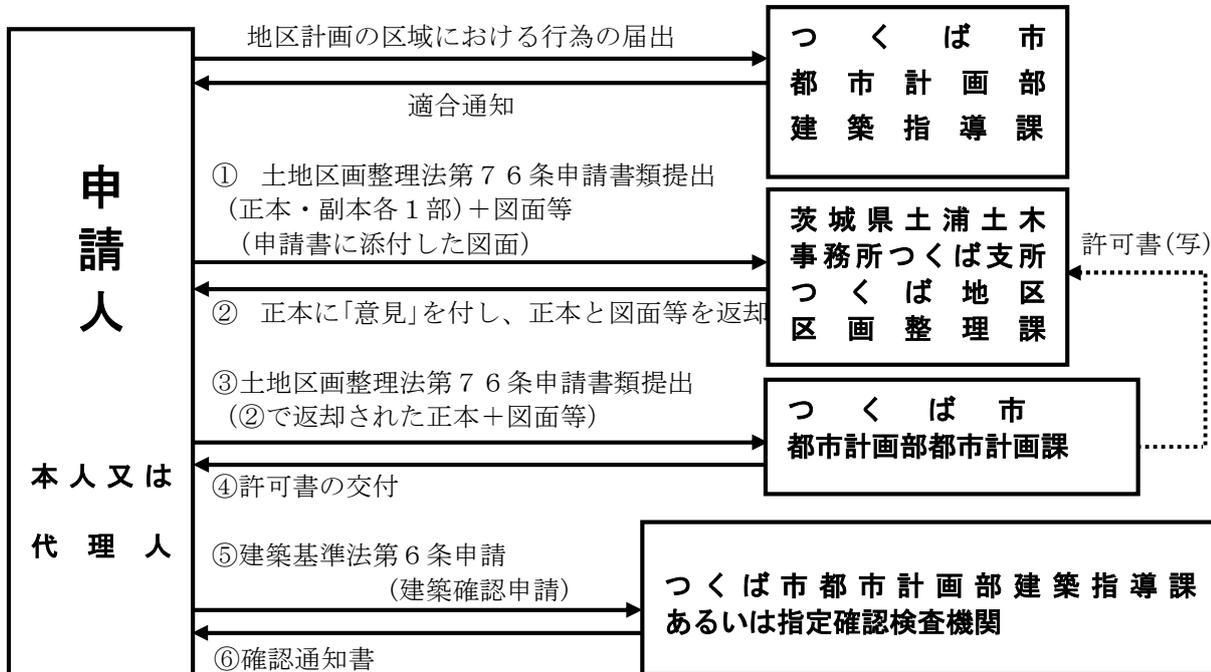


住宅の建築等(建物・工作物)をするための手続きについて

付録 2

地区計画の区域における行為の届出、土地区画整理法76条申請、建築基準法6条申請(建築確認申請)の3つの手続きが必要です。



土地区画整理法第76条申請に必要な図書

種別	建築物の新規・改造・増築	工作物の設置(門塀・車庫等)	土地形質変更(盛土・切土)	物件の設置・たい積(5トン超物件)
添付書類				
仮換地証明書	○	○	○	○
保留地証明書	○	○	○	○
法76条許可申請書	○	○	×	○
付近見取図	○	○	×	○
案内図	○	○	×	○
配置図	○	○	△	○
平面図	○	○	×	△
立面図	○	○	×	△
断面図	△	△	×	△
構造図	○	○	○	○
必要部数	正本1部、副本1部、図面等1部			

△印は、つくば市における建築確認申請時に必要。

×印は、カーポートの設置などを行う場合の土地形質の変更(盛土・切土)については不要。

但し、仮換地指定前の当該申請時には、必要な場合があります。

各種添付図面への必要記入事項について

各種添付図面には、以下に示す必要事項を記入してください。

付 近 見 取 り 図	方位、道路、目標地物、申請地の位置
案 内 図	申請地の位置
配 置 図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内建築物の位置、敷地に接する道路の位置・幅員、供給処理施設の系統表示、宅盤高さ、かき・さく・カーポート等の工作物の位置
平 面 図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、建物求積図(表)
立 面 図	宅盤高さ、建物高さ
断 面 図	—
構 造 図	—

注意事項

- ① 本申請は「**仮換地証明書**」又は「**保留地証明書**」が必要になりますので、当支所に申請してください。(1部400円)なお、交付まで1週間程度要します。
「仮換地証明書」又は「保留地証明書」を複製し、法76条許可申請書正本に原本を、副本にコピーを添付してください。
- ② 本申請と並行して、都市計画部建築指導課にて**地区計画の事前協議**を行ってください。
- ③ 申請者が代理人の場合は、**委任状**が必要です。
- ④ 土地所有者と法76条申請人が異なる場合は、土地所有者の**承諾書等**が必要です。
- ⑤ 土地所有者が共有で、その中の1名での申請の場合は、他の所有者からの**同意書等**が必要です。
但し、共有者が夫婦、親子などの親族の場合は、法76条申請書「土地所有者の住所・氏名」欄への関係者の記名・押印により、同意書は不要です。
- ⑥ 複数の所有者の仮換地にまたがる申請の場合、それぞれの仮換地の所有者がわかる資料を添付してください。
- ⑦ 法76条申請書の「土地の表示」の欄はつくば支所で調査するため空欄のままお願いします。交付時に清書していただきます。
- ⑧ 配置図には、申請建物から供給処理施設(雨水・汚水・ガス・上水道)までの系統、建物求積図(表)を記載してください。また、道路の名称表示について、既認定道路(市管理道路)の場合は「市道〇〇〇号線」、未認定道路(土浦土木事務所つくば支所管理道路)の場合は「土地区画整理法による道路」と記載してください。

※ 建築工事にあたり、公共施設等を破損しないように注意してください。